

(写)

福生市告示第三十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和六十一年第三回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

昭和六十一年八月二十六日

福生市長 田 村 匡 雄 印

一 期 日 昭和六十一年九月二日

二 場 所 福生市議会議場

(写)

福総庶発第七百十五号

昭和六十一年八月二十六日

福生市長 田 村 匡 雄 印

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

議案の送付について

昭和六十一年第三回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

一 議案第五十六号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例

二 議案第五十七号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例

三 議案第五十八号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例

四 議案第五十九号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例

五 議案第六十号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

六 議案第六十一号 昭和六十一年度福生市一般会計補正予算(第四号)

- 七 議案第六十二号 昭和六十一年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)
- 八 議案第六十三号 昭和六十一年度福生市下水道事業会計補正予算(第二号)
- 九 議案第六十四号 昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算(第一号)
- 十 議案第六十五号 損害賠償額の決定について
- 十一 議案第六十六号 市道路線の一部廃止について
- 十二 報告第四号 専決処分の承認を求めることについて(昭和六十一年度福生市一般会計補正予算(第三号))

陳情第六十一―三号

「非核・平和福生市宣言」制定に関する陳情書

被爆四十一周年を迎えた今、核兵器廃絶を求める世論はますます高まっています。

しかし、アメリカの巡航ミサイル・トマホークの配備やソ連のSS20ミサイルの配備などが行われており、核戦争の危険は強まっています。「核の冬」が全地球を覆う危険は現実存在しているのです。この危険を一刻も早く取り除くことは、人類の良心に、理性に課せられた崇高な責務であります。

日本に、世界に、「ヒロシマ」「ナガサキ」を絶対に繰り返させないために、核兵器廃絶を実現させなければなりません。

国際平和にふさわしく、福生市が次の三項目の内容を含む「非核・平和福生市宣言」を行うよう、ここに陳情いたします。

一、横田基地における、あらゆる核兵器、核攻撃を任務とする部隊、核攻撃指令通信施設の配備、訓練の禁止と撤去を求める。

一、横田基地の夜間騒音、軍用機の市街地上空飛行を禁止し、平和な福生市をつくる。

一、「広島」「長崎」の被爆の実相を広く市民に知らせ、核兵器完全禁止の実現を目指す。

昭和六十一年八月二十五日

陳情者

福生市北田園二―二四―一〇

「非核・平和福生市宣言」をめざす連絡会

代表 長 田 紀 禰 子 印

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

少額貯蓄非課税制度の現行維持を求める陳情書

陳情の要旨

少額貯蓄非課税制度の維持については、昭和五十九年十二月の自民党五役の調定により確認され、本年一月から本人確認手続を制定し非課税貯蓄制度の厳正化を図り実施しているところであります。

しかし、最近の新聞等によりますと、政府税制調査会においては、大型減税の財源として郵便貯金、マル優などの少額貯蓄非課税制度の廃止が検討されている旨報道されています。

貯蓄は国民生活の安定と経済の発展のため重要な役割を果たしており国民の貯蓄心を大切にしていかなければなりません。

特に郵便貯金は明治八年の制度創設以来一貫して非課税であり、幅広く国民の貯蓄手段として、また財政投融資の資金源として国民の日常生活に深く定着しているところであります。

これらにかんがみ、次にあげる事由から現行の少額貯蓄非課税制度の存続が確保されるよう貴議会より意見書を関係方面に提出されるよう陳情いたします。

記

一、国民生活の安定充実に達成するため積極的に福祉施策を実施することについては、財政的にもおのずと限界があり、国民の自立自助の精神に基づく自助努力を促す施策の必要性が高まっております。特に近年、長寿社会対策が重要な国民的課題となっており、個人の自助努力を基盤とした活力ある福祉社会を実現していくために、老後の備えである貯蓄の役割は大きなものとなります。

一、郵便貯金は預入限度額が定められ三〇〇万円の範囲内で非課税とされております。そして創設以来勤儉貯蓄政策により簡易で確実な貯蓄手段として国民の中に定着し健全な資産形成の促進に貢献してまいりました。

もし少額貯蓄非課税制度が廃止されると、すべてが非課税貯蓄である郵便貯金の預金者が最も不利益をこうむることになります。

一、郵便貯金により集められた資金は財政投融資を通じて地方自治体等にも還元され、住宅、道路など生活基盤の整備充実に活用されております。

我が国の経済社会、あるいは地域社会の発展のためには公的資金の確保すなわち郵便貯金制度の充実が必要であります。

一、さきの国政選挙において、大多数の国民が少額貯蓄非課税制度の存続を期待している

ことが確認されたところであり、また世論調査によりまして国民の約七割がこの制度の廃止に反対しております。

このような多くの国民の期待を無視しては国のまことの繁栄は期待できないものと存じます。

昭和六十一年八月二十五日

陳情者

東京都福生市熊川一六一

福生熊川南郵便局長

齊藤 一三 印

東京都福生市熊川九八七

福生牛浜郵便局長

岡島 邦夫 印

東京都福生市加美平一六〇

福生加美郵便局長

尾澤 昌生 印

福生市議会議長

森田 治男 殿

福議発第百六十号

昭和六十一年 八月二十七日

福生市議会議長

殿

議案説明員の出席要求について

昭和六十一年第三回福生市議会定例会に御出席くださるよう、地方自治法第二百一十一
条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一日 時 九月 二日(火) 午前十時

二場 所 福生市議会議場

昭和 6 1 年 度

第 1 回

財 政 援 助 団 体 監 査 報 告 書

福 生 市 監 査 委 員